2019年10月1日

立憲民主党北海道第5区総支部

代　表　池 田 真 紀　　様

幹事長　木 葉 　淳　　様

立憲民主党札幌厚別区支部

佐 藤 富 夫

**立憲民主党と立憲パートナーのあり方について**

―第5区総支部第2回定期大会から学ぶー

**1、はじめに（代議員としての感想と問題意識）**

(1) 立憲民主党札幌厚別区支部から代議員として要請を受け、結成大会（2018年3月18日、新さっぽろアークシティホテル）の雰囲気を想い起こしながら参加しました。大会で出された数人のパートナーからの発言は、時折、党への苛立ちとも受け止められる内容のものや、現実の地域実態を鋭く指摘するもの、さらには、次世代の政治参加への提言などを含んだ、いずれも貴重なものであったと思います。だが、参加した党員（代議員）の側はどう受け止められたのか、執行部の姿勢（答弁）もやや曖昧であったし、党員とパートナーとの間に隙間風が吹いていたようにも感じたところです。

(2) こうした現象は、あらかじめ予測（昨年の結成大会で既に体現されていた）され、私自身は心配しておりました。立憲民主党の結成は、その経緯（資料参照）から、これまでの民主党、民進党の単なる延長ではないと捉える必要があったのではないでしようか（私は一度民進党を離党し、自ら検証して立憲民主党に入党しました）。

しかし、北海道段階においては、党名の変更や結党がされてもその検証が十分に行われたとは言い切れず、これからの時代にふさわしい党改革への努力を結果として怠ってきたのではないかと考えます。地域では、ご承知のとおり、党員の固定化・高齢化と減少、財政や活動の縮小、事務所の閉鎖や専従者の不採用、議員中心の党運営への傾斜、そして、姿なきパートナー（サポーター）の実態など、現状のまま推移すると、5年10年先には自然消滅の危機に直面するのではないかと推察します。

(3) したがって、今回の大会での発言を真摯に受け止め、「北海道は、本部や全国とは違うんだ、これまでどおりで良いではないか（北海道方式）」的発想（本部においては、これを“北海道問題”と称されているようです）は改め、魅力と活力に満ちたこれからの立憲民主党めざし、そのための党改革を足元から一歩踏み出して進めてほしいと切望するものです。

以下、党改革の一環である「立憲民主党と立憲パートナーのあり方」について、資料を添えて下記のとおり提言いたします。第5区総支部においては、国政報告会等で議論がなされていることを承知しておりますが、第5区総支部幹事会はじめ、各支部や立憲パートナーの方々とも議論を重ねていただきたいと思います。

記

**2、立憲パートナーについて**

(1) 立憲民主党は、「本党は、立憲パートナーズと運営党員で構成する」（規約第3条）と規定しています。これまで党員を基本に据えた組織政党として位置づけしてきた見方からしますと、本部は、立憲パートナーをより重視し、党員については、あえて運営党員（議員や役員）の枠内にとどめているようにも思えます。私の理解では、制度としての立憲パートナーズは、ボトムアップ（下からの意見を吸い上げて全体をまとめていく）の政治への参画を意図する一方で、トップダウン（上の意思を決定し、その実行を下に指示）に陥りやすいことも意味します。

さらに、パンフレットにおいては、「『立憲パートナーズ』は、『党員』や『サポーター』といった政党の応援団ではありません」と記載されていますが、党員は、もともと応援団ではなく政党そのものといっていいのですが、本部との間で党員の位置づけにもギャップが存在していると認識しています。

(2) 立憲パートナーズが本部においては重用され機能化されても、党員との連携や地域（総支部・支部）で十分に活かされないのであれば、真に草の根からの声に基づくボトムアップの政治は、実現できないのではないかという危惧を持ちます。

一方、北海道においては、これまでのサポーターの位置づけと変わらないとの認識（良く言えば北海道バージョン）で立憲パートナーが取り扱われているようにも思えます。いずれにしても、党の改革としても、党員と立憲パートナーが大きく連携・協働していくことを真剣に検討し、市民と野党共闘の発祥の地ならではのオリジナリティーが必要なのではないでしょうか。

では、以下のとおり、いくつか具体的に提案いたします。

**第一**に、立憲パートナーの位置づけをより明確にするということです。

確かに、第5区総支部規約に定めのないものは、本部や道連の規約等を準用すると解釈されますが、立憲パートナーが党の構成員であることを第5区総支部の規約上にも明記（＝存在を規定）すべきではないでしょうか。

【参考】立憲民主党北海道連合会規約

第2章

（構成員）

第3条　本組織は、・・・・主として北海道内に住所を有する運営党員（以下、「党員」という。）及び立憲パートナーシップ・メンバー（以下、「立憲パートナーズ」という。）で構成する。

**第二**に、地域での受け皿が用意されていないことです。

立憲パートナーズ規則では、「立憲パートナーは、立憲民主党とのパートナーシップに基づき、党および立憲パートナーズによるプラットフォーム等を通じて、ボトムアップの政治をめざす様々な取り組みに参画する」（第7条）とされているのです。この点では、道連も明確ではありません。第5区総支部においては、立憲パートナーのプラットホーム（仮称：「いしかり立憲フォーラム」）を具体的に形あるものとして設置し、党及び党員とのパートナーシップを発揮できるよう、関係性とその方策を具体化すべきではないでしょうか。

**第三**には、立憲パートナーの大会への参画に関連してです。

定期大会での発言もありましたが、道連においては、「常任幹事会に定めるところにより大会に参画することができる」（道連規約第8条第2項）とされ、さらに、道連大会規則で「・・・大会を傍聴し、意見を述べる権利を有するが、議決には加わらない」と規定されています。第5区総支部においては、これらの規定を踏まえながらも、市民との協働を最重要視し、第5区総支部にふさわしい参画のあり方について、党費（党員）や登録料（立憲パートナー）等の差異を超えてより連携・協働できる方向で検討し、その結果についても、第5区総支部規約もしくは規則上にも明記すべきと考えます。

**第四**には、立憲パートナーの加入手続きや具体的活動への参画等についての　検討と方針化についてです。

一部には実施されているものがありますが、さらに検証を加えて充実させ　てほしいと思います。いくつかのポイントについて述べますと

（1）登録と加入方針について

立憲パートナーの登録は、ネット登録（党本部ＷＥＢサイト）又は事務所登録（都道府県連合等が定める登録手続き）という二つの手続きを経ることとなりますが、本部に積極的に登録し、ネットを通じ政策づくりやアンケートに積極的に参画できる人が全てではありません。本部登録を望まず、道連や第5区総支部、各支部において少しでも応援したいという方々を立憲パートナーとして歓迎できる加入方針を構想し提案いただきたいと思います。

（2）登録名簿の情報共有について

党本部に登録された立憲パートナーズ名簿は、原則非公開とされてはいますが、道連や総支部又は支部段階においても必要に応じて情報を共有できるシステムを考案していただきたいと思います。このことが不可となれば、日常の暮らしや現場の声を立脚点にしたボトムアップの政治を地域に定着させていくことは困難となります。前記（1）とも関連しますが、ご検討ください。

（3）登録料・寄付金について

立憲パートナーズへの登録は、登録料500円（年間）ですが、本部は、メールアドレスでのやり取りで済みますが、総支部等で立憲パートナーの方々と協働・連携していくのには、最低限の経費を必要とします。寄附金などの取り扱いについて、各支部間での支障が生じない範囲で統一できるようご検討いただき、実現していただきたいと思います。

（4）政治参画の具体化について

総支部や支部などの地域段階における立憲パートナーの政治参画について、前述させていただいた定期大会での取り扱いのほか、「立憲パートナー交流集会」（仮称）や「政策討論集会」（仮称）を企画するなど、党員の参加を含め、より重点的で具体的な提起を希望します。

以　上

資料Ａ　民進党分裂から立憲民主党へ（至る経緯とその後）

資料Ｂ　日本の政党の変遷Ⅱ（2013年～）

資料Ｃ　衆議院・参議院の院内会派別議員数

＜参考資料＞　立憲民主党のイメージ